

大分県観光統計調査（毎月調査）の概要

1 調査の目的

大分県観光統計調査（毎月調査）は、観光振興戦略やマーケティング活動に役立つ基礎資料として根拠のある数値をできるだけ迅速かつ正確に提供することを目的とする。

2 調査の対象

（1）宿泊客数調査

従業員数10人以上の県内の宿泊施設（197施設 令和8年2月時点）

（2）交流客数調査

以下の施設を調査対象としている。

- ① 県内の主要有料観光施設
- ② 県内の道の駅
- ③ 空港
- ④ 県内の港湾（主要5港湾）

3 調査の周期

毎月調査

4 調査の始期

平成18年1月から

5 調査事項

（1）宿泊客数調査

宿泊客数、外国人宿泊客数、出発地別宿泊客数

（2）交流客数調査

- ① 県内の主要有料観光施設：入場客数
- ② 県内の道の駅：レジ打ち回数
- ③ 空港：乗客数・降客数
- ④ 県内の港湾：乗客数・降客数

6 調査の方法

調査は、大分県から調査対象施設へ調査票を毎月送付し、報告者（調査対象施設）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

7 結果の推定方法

宿泊施設の調査対象施設は令和8年2月現在で197施設あり、未回収分について推定を行った。

推計は、調査対象施設について従業者数により10人から29人、30人から99人、100人以上の3層に分け、施設所在市町の調査結果に従業者数層ごとの回収率を乗じて合算した。

また、1地域・国（外国人の場合）から1000人以上の宿泊客がある施設については、別層を設けて乗率＝1として推定を行った。

なお、回答で出発地、国籍が分からない宿泊客については、市町村別に、国内客と外国人客に分け、発地、国籍が分かっている宿泊者の構成比で案分している。

8 調査の公表

大分県観光統計調査は、調査月の翌月に、調査事項のうち（1）宿泊客数調査について「速報値」として公表する。

全ての調査事項の集計結果については、1月～12月の1年分について翌年の8月頃に「確報値」を公表する。

9 統計表を利用する上での注意点

（1）宿泊客数調査を利用される方は以下の点に注意して下さい。

- ① 調査の対象について、令和2年12月調査までは、従業員数10人以上の県内の主要宿泊施設（170施設）でしたが、令和3年1月調査から、従業員数10人以上の県内全宿泊施設に変更しました。
- ② 平成23年7月の公表までは、出発地および国籍がわからない宿泊客については、「出発地不明」として別項を設けていましたが、不明者の占める割合が増加してきたことから、平成23年8月の公表から、「出発地不明」を前項のとおり推計する方法に変更しました。なお、統計量は平成18年まで遡って改訂をしていますのでご注意下さい。
- ③ 平成20年1月から、統計を迅速かつ安定的に公表するため、集計方法を従来の調査結果を単純合計する方法から上記の推定方法に変更しました。
- ④ 平成20年1月から調査対象施設の負担軽減と安定した推計を行うため、従業者数が10人以上の施設について調査対象とするよう変更しています。
- ⑤ 上記の変更により統計表の時系列比較ができない個所について、調査対象施設等を調整した前年比を参考値として算出しています。

（2）宿泊客調査の市町村別宿泊客数について、調査対象の数が少ない市町村については、調査対象施設の固有情報保護のため数値を非公表としています。また、玖珠町、姫島村には調査対象施設がありません（令和8年1月時点）。